

平成31年3月

貴金属製品品位証明登録業者 各位

独立行政法人 造幣局

皇室に関連するデザインが含まれる製品の品位証明依頼について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より造幣局の事業に深いご理解とご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、皇室に関連するデザインが含まれる製品の品位証明依頼におきましては、宮内庁の了承を得てからご依頼いただくよう、当局からの案内にてお願いしております。

つきましては、今後におきましても適切な対応となるよう、この度、下記のとおり取り扱うこととしましたので、ご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

#### 記

1. 宮内庁が、その使用を遠慮するよう求めている以下のものがデザインに含まれる製品は品位証明の受付をいたしません。(宅配の場合は着払いにて返却いたします。)

- ・菊花紋章及び菊花紋章と紛らわしいもの(特許庁の商標審査基準を参考)
- ・御肖像
- ・宮内庁が管理する宮殿・高御座(たかみくら)・儀装馬車などの施設や物品

2. 「1.」のデザインと類似していると思われるもの、文字や用語の表現が不適切なものにつきましても受付できない場合がありますので、デザインの可否については事前に宮内庁にお問い合わせください。(「3.」の書面がないときは「1.」と同様に返却いたします。)

宮内庁への問い合わせ先：総務課庶務第一係 TEL 03-3213-1111(代表)

3. 「2.」のデザインの使用について、宮内庁の了承を得られた場合には、品位証明依頼の際に、その旨(照会した日、了承日、相手方等)を記した書面をご提出願います。(造幣局から宮内庁へ確認の問い合わせを行う場合があります。)

以上

(問い合わせ先)

造幣局さいたま支局 管理係  
電話 048-645-5939(直通)